

---

## 平成 2 1 年第 2 回南丹市議会 6 月定例会会議録（第 5 日）

平成 2 1 年 6 月 2 4 日（水曜日）

---

### 議事日程（第 5 号）

平成 2 1 年 6 月 2 4 日 午前 1 0 時開議

- 日程第 1 議案第 8 6 号から議案第 9 7 号まで（委員長報告～表決）  
日程第 2 議第 4 号 南丹市議会議員定数条例の制定について（提案説明～表決）  
日程第 3 請願審査について（質疑～表決）  
日程第 4 農業委員の推薦について  
日程第 5 閉会中の継続調査申出について  
日程第 6 議員の派遣について  
人権擁護委員候補者の推薦について
- 

### 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 8 6 号 南丹市税条例の一部改正について（市長提出）  
議案第 8 7 号 南丹市国民健康保険税条例の一部改正について（市長提出）  
議案第 8 8 号 南丹市国民健康保険条例の一部改正について（市長提出）  
議案第 8 9 号 南丹市農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例の一部改正について（市長提出）  
議案第 9 0 号 京都地方税機構の設立について（市長提出）  
議案第 9 1 号 京都府市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び京都府市町村職員退職手当組合規約の変更について（市長提出）  
議案第 9 2 号 京都府市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の増加及び京都府市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について（市長提出）  
議案第 9 3 号 平成 2 1 年度南丹市一般会計補正予算（第 1 号）（市長提出）  
議案第 9 4 号 平成 2 1 年度南丹市簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）（市長提出）  
議案第 9 5 号 平成 2 1 年度南丹市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）（市長提出）  
議案第 9 6 号 平成 2 1 年度南丹市土地取得事業特別会計補正予算（第 1 号）（市長提出）

議案第97号 平成21年度南丹市後期高齢者医療事業特別会計補正予算  
(第1号) (市長提出)

- 日程第2 議第4号 南丹市議会議員定数条例の制定について (議員提出)  
日程第3 請願審査について  
日程第4 農業委員の推薦について  
日程第5 閉会中の継続調査申出について  
日程第6 議員の派遣について  
人権擁護委員候補者の推薦について

---

**出席議員 (25名)**

1番 仲 絹 枝	2番 大 面 一 三	3番 高 野 美 好
4番 森 為 次	5番 川 勝 眞 一	6番 末 武 徹
7番 橋 本 尊 文	8番 中 川 幸 朗	9番 小 中 昭
11番 川 勝 儀 昭	12番 藤 井 日出夫	13番 矢 野 康 弘
14番 森 嘉 三	15番 仲 村 学	16番 外 田 誠
17番 中 井 榮 樹	18番 面 村 則 夫	19番 井 尻 治
20番 村 田 憲 一	21番 松 尾 武 治	22番 高 橋 芳 治
23番 八 木 眞	24番 村 田 正 夫	25番 谷 義 治
26番 吉 田 繁 治		

---

**欠席議員 (なし)**

---

**事務局出席職員職氏名**

事務局 長	勝 山 秀 良	局長 補 佐	森 雅 克
主 任	西 田 紀 子	主 任	安 木 裕 一 郎

---

**説明のため出席した者の職氏名**

市 長	佐々木 稔 納	副 市 長	仲 村 脩
副 市 長	岸 上 吉 治	教 育 長	牧 野 修
参 与	國 府 正 典	参 与	浅 野 敏 昭
参 与	中 島 三 夫	総合政策担当部長 兼総合政策室長	大 野 光 博
総 務 部 長	松 田 清 孝	企画管理部長	上 原 文 和
市 民 部 長	西 村 良 平	福 祉 部 長 兼福祉事務所長	永 塚 則 昭
農 林 商 工 部 長	神 田 衛	土 木 建 築 部 長	山 内 明

上下水道部長 井上修男 教育次長 東野裕和  
会計管理者 小寺貞明

---

### 午前10時00分開議

○議長（吉田 繁治君） 皆さん、おはようございます。

ご参集、ご苦労さんでございます。

ただいまの出席議員は25名であります。

定足数に達しておりますので、これより6月定例会を再開して、本日の会議を開きます。

---

#### 日程第1 議案第86号から議案第97号まで

○議長（吉田 繁治君） それでは本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

日程第1「議案第86号から議案第97号」までを一括して議題といたします。

これより、各委員長の報告を求めます。

まず、面村総務常任委員長。

委員長。

○総務常任委員長（面村 則夫君） 皆さん、おはようございます。

それでは今定例会、総務常任委員会に付託されました議案6件につきまして、6月15日に委員会を開催し、それぞれ慎重な審査を行ったところでございます。これよりその状況と結果について報告をいたします。

まず、議案第86号、南丹市税条例の一部改正についてであります。

平成21年度の税制改正概要の資料の提出を求め、住宅ローン減税等の質疑を行い、討論はなく、採決の結果賛成全員により可決をいたしました。

次に、議案第90号、京都地方税機構設立についてであります。

機構設立による税共同化の概要、事業計画、さらに準備委員会の共同化の推進についての資料提出を受け、質疑に入りました。組織体制、共同化の効果、課税部門や国民健康保険税の共同化の方向、職員体制や自治権能との兼ね合いなどの質疑を行い、討論におきましては反対賛成の発言があり、採決の結果、賛成多数により可決をいたしました。

次に、議案91号、京都府市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び京都府市町村職員退職手当組合同約の変更についてであります。詳細説明を受け質疑を行い、採決の結果、賛成全員により可決をいたしました。

次に、議案第92号、京都府市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の増加及び京都府市町村議会議員公務災害補償等組合同約の変更についてであります。採決の結果、賛成全員により可決をいたしました。

次に、議案第93号、平成21年度南丹市一般会計補正予算（第1号）についてであります。

各部長、次長より詳細説明を受け、臨時特例交付金、防災推進事業、美山給食調理場改修事業などの質疑を行い、討論においては反対討論があり、採決の結果、賛成多数により可決をいたしました。

次に、議案第96号、平成21年度南丹市土地取得事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正は企業立地推進のため、2物件の土地鑑定をされるものでありますが、十分な効果があがるようにとの意見があり、採決の結果、賛成多数により可決をいたしました。

以上、簡略でございますが、総務常任委員会に付託されました議案の審査の状況と結果の報告といたします。

以上でございます。

**○議長（吉田 繁治君）** 続いて、中井産業建設常任委員長。

委員長。

**○産業建設常任委員長（中井 榮樹君）** 改めまして、皆さんおはようございます。

それでは、産業建設常任委員会に付託されました4議案につきまして、審査の経過と結果につきましてご報告を申し上げます。

本件につきましては6月16日、産業建設常任委員会を開催いたし、各部課長より詳細な説明を受けたのち、慎重に審査を行ったところでございます。

まず、議案第89号、南丹市農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例の一部改正についてでございます。

この条例の一部改正については合併協議会の決定事項により、農業委員会等に関する法律に基づき、農地部会、農政部会、それぞれの設置及び構成について、必要な事項の定めをしようとするものであります。

主な質疑としては、農地部会の権限及び委員会活動の変化についての質疑があり、それに対する答弁は、法定部会となると今まで総会において、すべて委員会の処理を行ってきたが、それぞれ農地部会、農政部会が所掌する事務それぞれの部会で決定されたものが委員会決定となり、農地部会においては、特に農地の利用関係についての許認可関係が出てくる。また、部会は分れるものの、農業委員としての役割は担当地区を分担し、農家の相談、農地パトロール、農地利用調整があり、従来どおりであるとの答弁でございました。

以上、質疑を終結し、討論はなく、採決の結果、賛成全員により可決すべきものと決しました。

次に、議案第93号、平成21年度南丹市一般会計補正予算（第1号）についてでございます。

今回の補正については国の特別措置法、野生鳥獣被害総合対策事業や国の2次補正分にかかる府基金より、市への配分の補助金、ふるさと雇用再生事業の増、土地取得特別会計よりの繰入、また、国の2次補正による活性化推進基金積立金よりの簡易水道事業特別会計繰出金を含む地域活性化・生活対策事業の実施が主なものであります。

主な質疑としては、企業支援事業について、土地取得特別会計より102万1,000円を繰り入れ、いわゆる土地鑑定評価を行うとのことだが、売却の見込みがあるのかとの質疑があり、それに対し、東胡麻の工業用地について2社、木住の農業用地については1社の引き合いがあり、売買の適正価格を把握した上で協議に臨む必要があり、土地鑑定を行うものであるとの答弁がございました。また、地域活性化・生活対策事業で、地元要望に基づき、地域に密着した道路工事を12路線行うとのことだが、具体的な路線名について、との質疑があり、これに対して、資料請求を行い回答を得たところがございます。

以上、質疑を終結し、討論はなく、採決の結果、賛成全員により可決すべきものと決しました。

次に、議案第94号、平成21年度南丹市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

これについては、地域活性化・生活対策臨時交付金を財源とし、老朽管、いわゆる石綿管の布設替えをしようとするものであります。

主な質疑としては、日吉の志和賀地区が指定されたが、何か緊急性があったのかとの質疑に対し、答弁は石綿管は施工しやすいため、昭和50年から51年の間に多く使われ施工された。しかし、地震時などに折れやすいという難点ももっている。事実、何回か破損した経過もある。順次、布設替えを行いたい、財源あつての更新である。幸い今回、地域活性化・生活対策臨時交付金もあり、安心・安全な設備をとということで、志和賀地区内の石綿管布設替えを行うとの答弁でありました。

以上、質疑を終結し、討論はなく、採決の結果、賛成全員により可決すべきものと決しました。

次に、議案第95号、平成21年度南丹市下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

これについては、特定環境保全公共下水道施設管理費において、府道の道路改良工事、また、府営ほ場整備事業の実施において支障となる下水管の移設費、また、農業集落排水施設管理費において府道の道路改良工事、市道の道路改良工事の実施に伴い、支障となる下水管の移設費、また、公共下水道事業にかかり、事業精査により事業費の組み替えを計上しようとするものであります。

質疑討論はなく、採決の結果、賛成全員により可決すべきものと決しました。

以上、誠に簡単ではございますが、産業建設常任委員会の委員長報告といたします。

**○議長（吉田 繁治君）** 次に、松尾厚生常任委員長。

委員長。

**○厚生常任委員長（松尾 武治君）** 厚生常任委員会に付託されました議案について、報告いたします。去る6月17日に委員会を開催し、審査をいたしました。

議案第87号、南丹市国民健康保険税条例の一部改正については、表決の結果、全員で可決いたしました。

議案第88号、南丹市国民健康保険条例の一部改正については、表決の結果、挙手全員により可決いたしました。

議案第93号、平成21年度南丹市一般会計補正予算（第1号）については、表決の結果、挙手全員で可決いたしました。

議案第97号、平成21年度南丹市後期高齢者医療事業特別会計補正予算については、表決の結果、挙手全員で可決いたしました。

以上、誠に簡単ですが、厚生常任委員会に付託されました議案の審査結果の報告いたします。

**○議長（吉田 繁治君）** 以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

特に質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（吉田 繁治君）** ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

通告に基づき発言を許します。

まず、3番、高野美好議員。

高野議員。

**○議員（3番 高野 美好君）** 皆さん、改めましておはようございます。

私は日本共産党・住民協働市会議員団を代表して、議案第90号、京都地方税機構の設立について、反対の立場から討論を行います。

地方自治体、とりわけ市町村は住民にとって最も身近で、住民の暮らしを守る重要な組織であり、その行政運営は総合的に行われております。ところが、京都地方税機構は税務行政のうち滞納徴収業務だけを切り離し、府内で一本化しようとするものであります。国政も地方行政も国民の税負担、納税で成り立っております。そこには国と地方自治体と国民との信頼関係があるからこそであります。今回の税務共同化は、第1に効率化とともに徴税コスト3割減の名のもとに、京都府内の税務職員1,108人を800人程度まで減らすことを目指していますから、納税者本人への丁寧な対応どころか、滞納処分あって行政なしの事態となることは明らかであります。第2に税務行政、とりわけ徴収業務だけを切り離した場合、税は徴収できたとしても、その結果、国保税や保育料の滞納が増え、資格証明書の発行や保育料の滞納の増大により、医療も保育も受けら

れなくなる事態を招くことが予想をされます。第3に共同化の名によって対応が画一化され、徴収猶予、差し押さえ禁止財産の確保、滞納処分の停止などの納税者の権利が侵される危険性を含んでいることでもあります。とりわけ税金を払いたくても、払えない人への徴収強化が懸念をされます。

以上、自治の根幹である税徴収を一元化する京都地方税機構への参加は、今まで行われてきた住民への丁寧な対応を困難にする可能性が非常に強いと考えられます。日程第3で審議をされますが、船井北桑田民主商工会からは、必死の納税努力を行いつつも、税金滞納を余儀なくされている住民に対して、丁寧な対応で事情をよく聞き、実情に即した納税緩和措置を積極的に進めること、拙速な決議を行わずに議会での十分な審議と住民への積極的な説明を求める請願が提出されております。この請願の趣旨をも尊重し、京都地方税機構の設立については時期尚早であることを表明をし、反対討論といたします。

議員諸侯の賢明な判断をお願いして、討論を終わります。

**○議長（吉田 繁治君）** 続いて、7番、橋本尊文議員。

橋本議員。

**○議員（7番 橋本 尊文君）** 皆さん、おはようございます。議席7番の橋本尊文でございます。

議案第90号、京都地方税機構の設立について賛成の立場で討論をいたします。

本機構は、政令指定都市である京都市を除く京都府と25市町村全員が加入をし、税務共同化を行う中、地域課題を克服しようとするものであります。趣旨目的としては、公正、公平で効率的な府民納税者に信頼をされる税務行政の確立を基調にいたしまして、住民視点で納税者の利便性向上、納税者対応の向上、そして、公平な課税と効率的徴収による自主財源の確保、さらに地方分権の推進に向けた税務執行体制の構築となっております。つまり地方財政が厳しい状況である中、公平な課税と効率的な徴収の実現を目指し、スケールメリットを活用した経費の削減を行い、併せて地方分権を推進をしようとするものであります。憲法25条では、すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有するとうたわれ、30条では、国民は法律の定めるところにより納税義務を負うとあります。私たちは安全に暮らせる権利を有していますが、その生活を守る基盤となる納税義務も持っています。この権利と義務は表裏一体であって、権利の主張とともに義務の履行も肝要であり、私たちは常に心に留めおかなければならない事柄であります。南丹市でも、税の滞納問題は発足当初から大きな課題であります。平成17年度決算、つまり平成18年1月から3月までの中でも、監査委員の意見として、多額の滞納額が指摘され、納付意識の高揚が求められています。以来3年間、各年度決算における意見審査書では、滞納問題は必ず明記され、税の公平性、使用者負担の観点から、一層の収納率の向上と法的措置の活用を含めた断固たる処置の文言まで入る重要課題でもあります。このような観点からも、京都地方税機構設立により公平、公正、また、効

率的適性な対応での徴収業務は、十分理解するところであります。他方、納税者視点での考察も大切であります。納付できない人と納付しない人の識別といったものをしっかりと行い、経済的余裕がありながら納付をしない人に対しては、断固たる処置を講じる一方で、納付が難しい人に対しましては生活状況を勘案をして、柔軟に対応することが肝要であります。南丹市もこのような視点に立ち、業務遂行に鋭意努力してきた経緯があり、この基本理念は地方税機構においても、引き継がれることは当然であると確信をいたしております。また、南丹市は国民健康保険税の徴収業務部門は、今回、この機構に当初からは未加入ということでもあります。このことは市が国保税滞納に関して、資格証明書の発行ではなく、より緩やかな短期書の交付で対応していることが一つの要因であるとのことであります。これは南丹市が住民の視点に立った、弱者対策を重視した施策の遂行といったものを物語るものであり、この姿勢は継続をされるものと思われまます。今後、機構開設後の市との連携ということに関しましても、派遣職員が4名が確保され堅持されていくものと考えます。長期的視野に立ち、公平、公正で効率的な府民納税者に信頼をされる税務行政の確立のためには必要な機構であると考えているところであり、私は賛意を表したいと思えます。

再度、納付が難しい方々に対する十分なる配慮と適切なる対応を強くお願いをいたしまして、私の賛成討論といたします。

**○議長（吉田 繁治君）** 次に、11番、川勝儀昭議員。

川勝議員。

**○議員（11番 川勝 儀昭君）** 皆さん、おはようございます。議席番号11番、活緑クラブの川勝儀昭でございます。

議案第93号、平成21年度南丹市一般会計補正予算（第1号）について、反対の立場から討論をいたします。

政府の平成20年度第2次補正予算において、景気雇用対策の一環として定額給付金等とともに地域活性化・生活対策臨時交付金が予算計上されました。補正予算額、補正予算計上額は都道府県に2,500億円、市町村に3,500億円、合計6,000億円が計上され、南丹市においては約5億3,000万円が交付され、去る3月議会において5億7,000万円が予算計上されたところであります。3月議会において、この5億7,000万円は、生活環境整備に2億1,000万、農林業整備に7,000万円、福祉環境整備に3,000万円、教育環境整備に9,000万円、公共施設整備に4,000万円、そして、今回の活性化推進基金に1億3,000万円が積み立てられ、21年度予算において基金取り崩しによる今議会の補正予算の提案であります。この交付金事業は緊急的な景気雇用対策の一環であり、地域活性化等に資するきめ細かなインフラ整備などを進めるため、地方公共団体が積極的に地域活性化等に取り組むことができるよう創設をされております。3月議会の補正予算においては多くの問題もありましたが、この活性化推進基金に期待をし、賛成の立場を選択してまいりました。今回、提

案されております補正予算の内訳においては、地元要望等に応え、道路改修等の土木費に6,300万円、また大規模地震等も想定し、安心・安全なライフラインの確保という見地から石綿パイプの水道管の布替え工事の簡易水道事業に1,000万円、がんばる農家緊急支援の農林水産事業に420万円が充当されております。以上の予算案においては一定の評価をするところであります。しかしながら今回、総務費において、JR山陰線複線化事業の南丹市負担金の3億8,600万円のうち、基金取り崩しの約45%にあたる5,900万円がこの地域活性化・生活対策臨時交付金より充当されております。JRの負担金においては、21年度当初予算において、当然、財源措置されているわけであります。先程申し上げましたこの交付金事業の目的である、地方公共団体が積極的に地域活性化に取り組む必要があると考えます。また、この交付金の政府支出額の算定においては、地域経済の疲弊が著しく、財政力の弱い地方自治体にも配慮されております。南丹市の財政は厳しい状態にありますが、市民生活はそれにも増して厳しい現状であります。この不況下において、やむなく減給をされておられる方々や職を失った方々、新卒で就職が決まらない方々等で連日、ハローワークも多くの方々が訪れておられ、厳しい南丹市民の現状があるわけであります。当初予算において、予算措置、財源措置がすでにされている事業にあえて財源組み替えまでして、JRの負担金に充当するのではなく、また、恒常的な予算に使われるのではなく、この交付金事業は直接市民のために景気対策、雇用対策、地域活性化対策、生活対策となる事業に使われるべきであると考えます。故に、今議会に提案をされております一般会計補正予算は、反対といたします。

市民の立場に立った議員各位の賢明なご判断をご期待し、私の反対討論といたします。

**○議長（吉田 繁治君）** ほかに、特に討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（吉田 繁治君）** ないようですので、討論を終結いたします。

これより順次、採決をいたします。

まず、議案第86号から議案第92号までのうち、議案第90号を除く条例の改正等6件を一括して、起立により採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案委員長の報告のとおり、決することに賛成者の起立を求めます。

（起立全員）

**○議長（吉田 繁治君）** 起立全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第90号を起立により採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案委員長報告のとおり、決することに賛成者の起立を求めます。

（起立多数）

**○議長（吉田 繁治君）** 起立多数であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第93号から議案第97号までのうち、議案第93号及び議案第96号を除く補正予算3件を一括して起立により採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案委員長報告のとおり、決することに賛成者の起立を求めます。

(起立全員)

**○議長（吉田 繁治君）** 起立全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第93号を起立により採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案委員長報告のとおり、決することに賛成者の起立を求めます。

(起立多数)

**○議長（吉田 繁治君）** 起立多数であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第96号を起立により採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案委員長報告のとおり、決することに賛成者の起立を求めます。

(起立多数)

**○議長（吉田 繁治君）** 起立多数であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

---

## 日程第2 議第4号 南丹市議会議員定数条例の制定について

**○議長（吉田 繁治君）** 次に、日程第2、議第4号「南丹市議会議員定数条例の制定について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

中川幸朗議員。

**○議員（8番 中川 幸朗君）** ただいま上程されました、議第4号、南丹市議会議員定数条例の制定について、その提案理由を説明申し上げます。

高度に発達した情報化時代を迎え、議会に強く求められるものは専門性や高度な知識とともに、全市的な視点で厳しく行政運営を批判監視する機能であります。一方、京都府下で2番目に広大な面積を有し、少子高齢化の進行と交通手段の確保が困難な中山間地域である本市においては、合併4年目を迎え、周辺地域が取り残されるのではないかという不安の声とともに、地域住民の代弁者として議員にその役割を強く求める声もあります。本市議会は、市が将来に渡って安定的な財政運営と市の総合振興計画を基本方針とした、住民本意の行政経営が進められる状況などを見極める必要があります。また、

このような状況のもと、地方分権時代に対応した新しい地方議会のあり方や議員それぞれの資質の向上を図り、市民の負託に応えられる議会となるべく、議会及び議員の活性化を目的に、議会活性化対策特別委員会を平成18年12月に立ち上げたところであります。委員会においては、合併時に協議された旧町ごとの選挙区制を含めた議員定数、委員会制度、費用弁償、議会の情報公開、議会運営、議員報酬など、九つの課題整理を行い、特に議員定数の課題については、平成20年11月から、延べ9回委員会を開催し、各会派においても慎重に議論を行ってまいりました。本委員会及び各会派内協議において、議員定数の課題について、議員それぞれが判断する上で市民の声を広く聞く機会を設け、直接市民の声を聞くことが肝要であると整理したところであります。

委員会は、次の3点を基本に協議を進めることとし、まず1点目は、議員も自ら率先して行財政改革に積極的に寄与すべきとの観点に立ち、最終的に議員定数を削減の方向で検討する必要があること。2点目は、4町の合併で南丹市は一つ、旧町ごとの選挙区をなくし、市域全体を選挙区にすることが市の一体感の醸成につながること。3点目は、合併後まもないこと、また広域な行政区域であり、急激な削減で市民の不安をあおることにならないよう、市民の声を行政に反映できる人数の確保が必要であるという結論に至りました。併せて、議員定数に対する市民の声、近隣市町の議員定数の削減状況、また、南丹市の行財政状況を勘案する中で総合的に判断し、22人が適切との判断に至りました。よって今回南丹市議会議員の定数を定める条例の制定にあたり、地方自治法に定める法定定数26人から4名削減し、22人とする条例案を地方自治法第112条の規定により、ここに提案をするものであります。

議員各位におかれましては、何とぞ慎重判断の上、ご賛同を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

**○議長（吉田 繁治君）** 議第4号に対する提出者の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議第4号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（吉田 繁治君）** ご異議なしと認めます。

よって、議第4号については、委員会付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

特に質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（吉田 繁治君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

中川幸朗議員、ご苦労さんでした。

これより討論を行います。

討論の通告に基づき、順次発言を許します。

まず、2番、大面一三議員。

大面議員。

**○議員（2番 大面 一三君）** 日本共産党・住民協働市会議員団の大面でございます。市会議員団を代表いたしまして、議第4号、南丹市議会議員定数条例の制定について、反対の立場で討論を行います。

まず第1に、行財政改革の名のもとに、現行定数26を4削減し22とする案が、議会活性化対策特別委員会でまとめられました。しかし、行政と住民のパイプ役であります議員定数の削減は住民の声が市政に届きにくくなり、行政と住民のパイプを細くするものであります。市民のための行財政改革といえるものではございません。また、議員定数削減することで行財政改革、財政支出の抑制ができるというのなら、報酬の削減こそ、議論すべきだと考えます。今回の削減案は、議員数を15%削減することになります。歳出の抑制という側面からみると、現行報酬を5万円、月5万円削減すれば、定数を削減しなくてもすむことであります。今回の件につきましては、議会活性化対策特別委員会で協議されてきたところでありますけれども、大幅といえる4もの削減が委員会の名称のとおり議会活性化につながるかといえ、大いに疑問であります。活性化に、逆に逆行するものであります。否といえるもの、この点からも否といえるものであります。また、何のための議員定数削減かあいまいであります。その上、現行定数を4も減らすことについて、まともな根拠も、理由も全く示されておりません。この削減には、全く道理がございません。第2に南丹市は、京都市を除く京都府内市町村で最も広い面積を有する自治体であります。特に、美山・日吉町は、市役所からも遠く、過疎化の進行が著しい地域であります。議員定数削減は、これら地域住民の声が市政に届きにくくなることは明らかであります。特に合併時、広さがゆえに地域住民自治、そして、また地域振興をどう進めていくか、大きな課題とされておりました。議論されてもまいりました。今もこの南丹市にとって、最もこの点は、大きな課題であるはずであります。議員定数を考えていく上で、重要な要素となるのは、人口と面積であります。この間、議員定数を考える上で人口だけを見て、多い、少ないとの議論がされてきたように思います。合併で広大な面積の自治体となったわけでありますから、南丹市の特異性、特徴を主張をし、市域面積を考慮に入れた議員定数であるべきで、削減すべきではないと考えます。また、こうしたことから、前回市会議員選挙で行った旧町ごとに定数を設け、中選挙区制での選挙の検討議論も、もっと必要ではなかったかと考えるものであります。第3に、この間の地方分権改革の推進によって、これまで地方議会の権限の及ばなかった機関委任事務が廃止をされ、地方議会の権限は、自治体のすべての事務、自治事務、法定委託事務に及ぶことになりました。地方議会の果たす役割は、自治体のすべての課題について責任が生じ、ますます重要となってきております。こうしたこの時期、議会議員数を削減することは、自らその議会の役割を狭めようとするものであります。

以上、市域の隅々までの住民の声を反映する議会、住民に開かれ信頼され、わかりやすい議会、また、議会が主役となる分権時代にふさわしい議会の活性化、改革を目指すために現行定数を削減すべきでないことを申し上げ、反対討論といたします。

何とぞ、議員諸氏の賛同をいただきますこと、心から訴えまして、討論を終わります。ありがとうございました。

**○議長（吉田 繁治君）** 続いて、24番、村田正夫議員。

村田議員。

**○議員（24番 村田 正夫君）** 議第4号、南丹市議会議員定数条例の制定について、賛成の立場で討論をいたします。

今回の議員提案は、平成18年12月の議会活性化対策特別委員会を立ち上げた基本理念と、その後の協議を重ねてきた経過を踏まえてのものであります。少子高齢化と経済のグローバル化は、支える側と支えられる側のバランスを欠くこととなり、社会保障費の重圧と都市と地方の格差是正という、二重の課題を背負うことになりました。道州制が検討されるなど、地方分権は、これからの日本の活力を生む鍵として、ますます具体化してくるものと思われまます。当然、地方議会の役割は重くなり、議員には高い知識や提案力、説明力や行政の監視力が求められ、その専門性は極めて高くなるものと思われまます。約3,200あった市町村は1,800を切りました。地方経営の格差が生まれる時代に入った今、求められるのは全国で制定が進む議会基本条例にうたう、中央議会と地方議員の資質向上によるその役割のまっとうであります。まさにそれらの課題解決のために立ち上げ、協議を重ねてきた活性化委員会は、提案理由の中にありましたように、九つの重要な課題整理を行い、その一つである議員定数の課題を今回提案する運びとなったものであります。その最大の争点は、なぜ定数を減らさなくてはならないのかであります。最小の経費で最大の効果を目指す、行財政改革は時代の趨勢であり、議会だけが聖域であることは許されまません。南丹市も行財政改革と総合振興計画の一日でも早い具体化が喫緊の課題であります。職員には、厳しい定数削減と給与削減を求め、58歳での管理職停止を強いている中、我々議員もともに痛みを分かち合う姿勢が必要だと考えまます。わが丹政クラブは、定数問題について度重なる協議、検討を行い、個々の議員活動の中で市民の意見聴取に努めてまいりました。また、旧4町から経験豊かな有識者の皆さんにお集まり願ひ、忌憚のない議会や議員へのご意見とともに定数についてのお考えやご提案を受けたところでございまます。市民の皆様の議会と議員に対する期待は、大きいことがよくわかり、その責任の重要性を改めて痛感したところでございまます。意欲ある、積極的で優秀な議員を求めつつ、議員の専門性をより高める手立てにも言及され、減員することと併せ、急激な減員への不安も聞かせていただきました。それらを総合的に勘案し、定数の削減とその数は、現時点で最善のものと結論付けたところであります。よって、本議案に賛成することを重ねて申し上げ、賛成討論といたします。

**○議長（吉田 繁治君）** 続きまして、20番、村田憲一議員。

村田議員。

**○議員（20番 村田 憲一君）** 皆さん、改めましてこんにちは。南風会に所属しております、村田憲一でございます。

議第4号、南丹市議会議員定数条例の制定について、私は賛成の立場で討論を行います。

ただいまも議会活性化対策特別委員長より、提案理由の説明があったとおり、当南丹市は、616㎢という広大な面積を有しており、山間地域がほとんどという本当に山村地になっております。その上、合併4年目を迎えたとはいえ、周辺部は特に高齢化が進み、不安とともにそれらの地域の代弁者として、私たち議員にその不安の解消のために、役割が強く求められているところであります。本市が将来に渡って、財政の安定と総合振興計画に基づく住民本意の行政経営が進められているところであります。このような中で、新しい議会のあり方や市民から一層の付託に応えることのできるよう、議会活性化対策特別委員会できめ細かく委員会を開催していただき、多くの課題について議論をまいりました。その中でも議員定数については、わが南風会においても市民、いわゆる支持者の方々に手を尽くして情報を入手し、慎重に事を運んでまいりました。基本的な結論は定数の削減やむなし、言葉は少々悪いかもかもしれません。しかし、大幅削減はしない。そして選挙区をなくし、全体選挙区とする。以上3点を確認した上、現数よりも4人を減らして定数を22名とすることに賛成をいたし、賛成討論といたします。

**○議長（吉田 繁治君）** 続いて、22番、高橋芳治議員。

高橋議員。

**○議員（22番 高橋 芳治君）** 活緑クラブの高橋芳治でございます。

本議案については、個々の議員活動で、多くの市民の意見を聴取し会派に持ち寄り、慎重に検討してきた結果、行財政改革への推進、京都府下への近隣市町村との均衡も考慮し、現定数26を4削減し、定数22が妥当であると結論に達しました。議員は本南丹市全域的視野に立ち、平均的に各地域が発展するよう行政に反映させることは、議員としての責務であるとの意見もあったことを申し添え、賛成討論といたします。

ありがとうございました。

**○議長（吉田 繁治君）** ほかに、特に討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（吉田 繁治君）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは議第4号を採決いたします。

議第4号については、原案のとおり決することに賛成者の起立を求めます。

（起立多数）

**○議長（吉田 繁治君）** 起立多数であります。

よって、議第4号については、原案のとおり可決されました。

### 日程第3 請願審査について

○議長（吉田 繁治君） 次に、日程第3「請願審査について」を議題といたします。  
総務常任委員会の請願審査の結果報告は、お手元配布の文書表のとおりであります。  
この際、質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田 繁治君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。  
特に討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田 繁治君） 以上で、討論を終結いたします。  
これより、起立により採決をいたします。  
納税緩和措置の積極的活用と「京都地方税機構」への拙速な議決ではなく、十分な説明、審議を求める請願に対する委員長の報告は、不採択であります。  
よって、原案について採決をいたします。  
原案のとおり、採択することに賛成者の起立を求めます。

（起立少数）

○議長（吉田 繁治君） 起立少数であります。  
よって、本請願は不採択と決しました。

---

### 日程第4 農業委員の推薦について

○議長（吉田 繁治君） 次に、日程第4「農業委員の推薦について」を議題といたします。  
農業委員会委員の任期が、来る6月30日をもって満了することに伴い、農業委員会等に関する法律第12条第2項の規定により、議会が推薦する農業委員会委員はあらかじめ議会運営委員会等でご協議をいただき、お手元に配布いたしておりますとおり、議長において指名をいたしたいと思っております。

本件につきましては、まず、河村明義さんを指名いたします。  
これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田 繁治君） 異議なしと認めます。  
次に、若井勝美さんを指名いたします。  
これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田 繁治君） 次に吉田陽子さんを指名いたします。  
これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田 繁治君） 異議なしと認めます。

次に、下仲喜久男さんを指名いたします。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田 繁治君） 異議なしと認めます。

よって、指名いたしましたとおり、4名を推薦することに決しました。

---

#### 日程第5 閉会中の継続調査申出について

○議長（吉田 繁治君） 次に、日程第5「閉会中の継続調査申出について」を議題といたします。

会議規則第104条の規定により、お手元配布の文書表のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、取り計らうことにいたして、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田 繁治君） 異議なしと認め、さよう決めます。

---

#### 日程第6 議員の派遣について、人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（吉田 繁治君） 次に、日程第6「議員の派遣について」を議題といたします。

本件については会議規則第159条の規定により、お手元に配布のとおり、市町村議会広報研修会に議員を派遣することにいたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田 繁治君） 異議なしと認め、さよう決めます。

次に、「人権擁護委員候補者の推薦について」、市長より人権擁護委員法第6条第3項の規定により、お手元に配布のとおり、同委員候補者の推薦のあたり、議会の意見を求められております。

本件については、異議がないとの意見を述べることにしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田 繁治君） 異議がないようでございますので、さよう取り計らいをいたします。

---

○議長（吉田 繁治君） 以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

今期定例会に付議されました事件は、すべて議了いたしました。

これにて本日の会議を閉じ、平成21年第2回南丹市議会6月定例会を閉会といたします。

大変ご苦労さんでした。

午前10時59分閉会

---



地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

南丹市議会議長 吉田繁治

南丹市議会議員 中川幸朗

南丹市議会議員 高橋芳治